

令和6年度

茨城県包括外部監査報告書

「基金等の管理と運用について」

《要約版》

令和7年2月26日

茨城県包括外部監査人

小笠原 隆

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
第2章 監査の結果	4
I. 監査結果の要約.....	4
II. 個別の報告事項.....	8
1. 基金について	8
(1) 基金全体の管理に関する報告事項	8
(2) 基金全体の運用に関する報告事項	10
(3) 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項	15
2. 歳計現金等について	58
(1) 歳計現金等の管理に関する報告事項.....	58
(2) 歳計現金等の運用に関する報告事項.....	63

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び「茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例」の規定に基づく包括外部監査である。

II. 選定した特定の事件

基金等の管理と運用について

III. 特定の事件を選定した理由

我が国において、人口減少と少子高齢化が急速に進展している。ここで、人口減少と少子高齢化の進展は家計部門からの税収を減少させるリスクがある。

財務省所管の財務総合研究所が発行した「人口動態と経済・社会の変化に関する研究会」報告書（令和3年6月）によると、『総務省「消費動向指数」や厚生労働省「国民生活基礎調査」等を用いて、非課税品目や軽減税率対象品目の分別を踏まえた消費税、所得税、個人住民税、社会保険料について、世帯主年齢階級別1世帯当たり負担額を推計した上で、今後の世帯数の変動を反映して2040年度までの税収の推移を推計した。その結果、消費税、所得税、個人住民税、社会保険料とも、2040年には、人口減少に伴う世帯数の変動によって、直近と比べて1割ほど税収や社会保険料収入が減少することが確認された。』とされている。

人口減少と少子高齢化の税収に与える影響としては、①人口減少とりわけ労働力人口の減少は納税者数を減少させる影響があり、また②既存の税体系が継続する前提において高齢化の進展は、年金受給者数を増加させ、年金受給者の納税額が現役世代に比して少額であることから国民1人当たりの納税額も減少させる影響があるものと考えられる。

かような将来推計を踏まえ、地方自治体が公共サービスの水準を一定程度維持するためには税収の確保が必要となるが、税収減に対してただちに増税の選択肢を採ることは県民負担を増加させることになる。そのため、地方自治体が税収以外の歳入を確保することは将来予測される税収減に対応する施策として重要になるものとする。

一方で、昨今新聞紙上では「金利のある世界へ」という言葉がかまびすしい。日本銀行は令和6年3月19日開催の金融政策決定会合にて長年続けてきたマイナス金利政策の解除を決定している。これに伴い、10年満期の日本国債の金利は、令和6年3月19日の0.744%から同年12月26日の1.103%まで上昇しており、今後も日本銀行の金融政策の如何によっては金利の上昇が続く可能性がある。

これを地方自治体の資金運用という観点に関連付けると、県は各年度の資金管理方針に基づき基金を含む公金を運用し、より具体的には安全性の高い預金等を中心に資金運

用を行っており、資金運用収入を歳入の一部としている。

かような資金運用収入の確保は税収以外の歳入を確保することであり、金利が上昇する局面においては資金運用収入のより一層の確保が可能となり、地方自治体の財政運営にとってより大きなプラスの影響をもたらすことになる。そのことから、資金運用収入の更なる確保への取組みは以前より重要になっていると考える。

以上より県が行っている資金運用について基金を中心に基金以外の公金も含め効率的に運用しているかを主眼として本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

また、県の造成した基金は古いものでは昭和 36 年に造成した基金もあり、長期間存在しているものがある。社会情勢の変化に伴い基金の存在意義や求められる役割も変化している可能性があり、令和 5 年度において基金の存在意義や役割が適切に発揮できているかを検討するとともに、基金の目的となる事業に関する支出が適正かどうかを含む基金の管理についても検討の対象とした。

IV. 包括外部監査の方法

1. 監査の要点

(1) 監査の要点

- ・基金等の管理及び運用に係る事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか
- ・基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか
- ・基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか

2. 実施した監査手続

- (1) 基金の概要について調査票による質問を実施した。
- (2) 基金等の管理及び運用に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部にヒアリングを行った。
- (3) 基金が充当されている事業に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部にヒアリングを行った。
- (4) 他の地方自治体の資金運用実績、実施方法等について調査研究を行い、県の行っている資金運用方法と比較検討した。
- (5) その他監査の過程で必要と判断した手続を実施した。

3. 監査の対象期間等

財務事務の執行については、原則として令和 5 年度を対象とし、必要に応じて令和 4 年度以前も対象とした。

V. 監査の実施時期

令和6年7月5日から令和7年2月26日まで

VI. 包括外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	小笠原 隆
包括外部監査人補助者	公認会計士	小沼 俊哉
同上	公認会計士	小林 元
同上	公認会計士	大塚 隆弘
同上	公認会計士	岡田 弘貴

VII. 利害関係

選定した特定の事件については、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

VIII. 指摘事項及び意見について

本報告書における指摘事項及び意見は、次の基準により区分している。

(指摘) 事務の執行等において、合规性(適法性と正当性)の観点から是正の必要があると判断した事項である。なお、違法ではないが、行政上実質的に妥当性を欠くこと及び適切でないことを含む。

(意見) 指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から改善が望まれる事項である。なお、経済性・効率性・有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合は「指摘」としている。

IX. 本報告書の前提

- ・資金運用については、安全性を第一義的に優先しつつ、法令等の認められる範囲においてより効率的な資金運用をすべきとの立場に立ち検討している。
- ・公金とは歳計現金、基金、歳入歳出計外現金(以下、後述する茨城県財務規則の用語の定義に従い歳計外現金という。)及び一時借入金に分類され、自治体の保有する資金である。令和5年度において県は一時借入金を保有していない。
- ・歳計現金等について、個々の歳入取引や歳出取引について検討していない。
- ・本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

第2章 監査の結果

I. 監査結果の要約

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりである。指摘事項が33項目、意見が38項目あり、合わせて71項目である。

項目	現状の問題点	解決の方向性
基金全体の管理に関する報告事項		
基金の状況をモニタリングする会議体の運営について 【意見】	基金の事業規模等や基金に係る資金運用の方法等について課題となる事項が散見されたが、定期的に検証を行う全庁的な会議体がないことも一つの要因であるのではないかと考える。	基金の在り方について全庁的に定期的な点検・検証を行い、基金の在り方を見直すことが有効ではないかと考える。
基金全体の運用に関する報告事項		
基金の資金運用の効率性に改善の余地があること 【指摘】	令和5年度における県の基金運用実績をみると、運用利回りが先進自治体と比較し著しく低く、また基金全体に占める債券運用割合も先進自治体と比較し低い。	資金運用の効率性の観点から、債券での運用可能な金額を算定し、債券での運用割合を現状より高める施策を講じることが必要であると考え。また、本報告書において定義した基金の一括運用実施の是非を検討すべきである。
債券の運用期間について【意見】	県は債券での運用について満期保有を原則としているところ、令和5年度において債券の運用期間は一律10年になっている。基金全体の資金運用期間について一律10年とすると、資金運用可能額が少なくなってしまう可能性がある。	基金の資金運用について、効率性の観点からより多額の資金運用可能額を設定するためには一律10年とせず、資金運用期間を柔軟に設定すべきである。
資金運用について他自治体の事例研究の充実について 【意見】	先進自治体の取組みが必ずしも十分に研究されていない状況を識別した。	基金の資金運用について、先進自治体の運用手法や成果について更なる事例研究を行い、県の資金管理方針の充実や資金運用実務に役立てることが望ましいものと考え。

項目	現状の問題点	解決の方向性
個別の基金の管理及び運用に関する報告事項		
基金の資金運用の効率性について【指摘】 (16基金について)	資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。	基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。
基金の資金計画について【指摘】 (16基金について)	複数年度運用を行う際の前提として資金計画が必要であるところ、複数年度運用を前提とした資金計画が策定されていない。	複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考ええる。
基金残高の妥当性について【意見】 (4基金について)	基金残高と事業費の比率等から基金残高が過大である可能性のある基金が4基金検出された。	基金規模が適切かどうかについて見直すべきであると考ええる。
ホームページでの広報について【意見】 (森林湖沼環境基金・森林環境譲与税基金)	ホームページでは森林湖沼環境税と森林環境譲与税各々についてそれぞれ説明があるのみであり、両税の違い、役割分担について説明がなくわかりづらい。	森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担等についてホームページで記載し、両税の理解を促すのが良いのではないかと考える。
基金活用について【意見】 (ふるさと水と土基金)	基金の平準化運用基準額に対する事業費の実績額の割合を鑑みるに、基金残高に見合う基金活用はできていない現状がある。	事業の実施主体として取組が十分であるか、他に事業利用できるものがないか見直し、基金活用を再検討すべきである。
調査研究事業について【意見】 (ふるさと水と土基金)	同事業の活用要望が地域住民等からなかったため、基本的対策等を作成した具体的事例がなく、基金の事業の一つである調査研究事業による実績が乏しかった。	他府県の状況を見るに本当に基本的対策等の必要がないか、また調査研究事業の内容が適切であるか再検討すべきである。

項目	現状の問題点	解決の方向性
個別の基金の管理及び運用に関する報告事項		
基金の計画的な積立及び取崩について【意見】 (公共施設長寿命化等推進基金)	基金について実務的に積み立てが可能な目標額の設定がなく、基金の積立及び取崩について具体的な見込みがない。	実務的に積み立てが可能な目標額を設定したうえで、計画的な基金の積立及び取崩が行われるよう、検討を求める。
基金の事業に係る支援対象の定義の明確化について【意見】 (文化振興基金)	伝統文化団体は様々なものが想定されるにも関わらず、支援対象の定義が明確になっていない。	基金の事業に係る支援対象について定義を明確に定義すべきである。
海外対象医師修学研修資金貸与制度について【意見】 (医療提供体制確保基金)	海外対象医師修学資金貸与制度において、義務履行中の者が多数いる時点でも地域枠と比較し離脱率がかなり大きい状況がある。	義務履行中の者が多数いる時点でも地域枠と比較し離脱率がかなり大きいことから、一定時点で区切りを設け、事業を評価すべきである。
基金管理(出納)カードの記載について【意見】 (17基金について)	基金管理(出納)カードについて、預金、債券等の名称が詳細に記載されていない状況や記載漏れが散見された。	基金事務の適切性の観点からは、預金、債券等の名称を詳細に記載すること、また記載漏れがないか確認すべきである。
歳計現金等の管理に関する報告事項		
資金管理委員会が継続して書面開催となっていることについて【意見】	令和2年度から令和5年度までの開催状況を確認した結果、いずれも書面開催であり、同委員会において議論、検討をしている事実は確認できなかった。	現行の書面開催を見直し議論の質と透明性を高めるために、特段の事情がない限り対面又はオンライン会議により開催し、議論を促進することが望ましいものとする。
資金管理委員会の外部人材の登用検討について【意見】	資金管理委員会はすべて県職員によって構成されており、外部人材(外部有識者)が登用されていない。	外部有識者の登用により多様な意見を聴取することで効率的な運用手段の是非、リスク管理や運用手法などの改善が期待できるため、資金管理委員会における外部人材の登用の要否について検討することが望ましいものとする。

項目	現状の問題点	解決の方向性
歳計現金等の運用に関する報告事項		
資金運用実績等の開示の充実について【意見】	歳計現金等の資金運用実績や資金運用に占める定期性預金と債券での運用割合が開示されていない。	県民や議会等への説明責任の履行という観点からは、資金運用実績を独立した情報として開示することや債券の運用割合の開示することが望ましい。
水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性について【意見】	複数年にまたがって事業に充当されない固定的な資金残高が存在しているが、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。	地方公営企業法施行令第22条の6にある有利な資金運用として、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。
水道事業及び工業用水道事業における資金計画を活用した資金運用について【意見】	複数年運用を前提とした資金計画がない。	どの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となるため、資金計画の策定が必要であると考ええる。

II. 個別の報告事項

1. 基金について

(1) 基金全体の管理に関する報告事項

①基金の状況をモニタリングする会議体の運営について【意見】

今年度の包括外部監査において、基金の事業規模等や基金に係る資金運用の方法等について課題となる事項が散見された。

基金事業の適正な実施については、事業の執行内容及び方法、そのための財源の活用などが適切かどうかを、毎年度の予算調整を通じて、内部牽制が行われていることが確認できたものの、上記課題が生じたことは定期的に検証を行う全庁的な会議体がないことも一つの要因ではないかと考える。

そのため、予算調整における内部牽制に加えて、基金の在り方について全庁的に定期的な点検・検証を行い、基金の在り方を見直すことが有効ではないかと考える。それは資金の有効活用を図り効率的な財政運営に繋がることとなり、さらには資金運用の信頼性を高め透明性の確保にも寄与するものと考ええる。

なお、仕組みを検討する際には、基金の資金計画が過度に保守的に策定され、非効率な運用の結果、多額の機会損失が発生することを回避するために(※)、資金計画の検証がこれまでに以上に議論、検証できる会議体が望まれる。

(※) 包括外部監査の過程において識別した基金の資金計画立案上の課題

- ・地方自治法上、基金は安全を前提としつつ効率的に運用しなければならず、また資金運用収入の増大は財政収支の改善に寄与すると思料する。
- ・そのためには、基金のうち事業に予定されている支出以外の資金運用を行うことができる部分については資金運用を行うことが望まれる。
- ・より効率的な資金運用を行う観点からは、単年度の低利の定期性預金での運用ではなく、より利回りの高い複数年度の運用を前提とする債券等での運用が望まれる。
- ・複数年度の資金運用を行うためには基金のうち事業に予定されている支出部分と資金運用を行うことができる部分について区分することが必要になるため、資金計画の策定が必要になる。
- ・資金計画の策定をするためには、将来の複数年度の事業の見込みが必要となるが、将来に計画外の不測の事態が発生する可能性がゼロではないため、将来期間において資金計画どおりに事業費が支出できないケースが起り得る。
- ・債券等での複数年度の資金運用をする場合、債券の満期までの期間において途中

売却には実務上の支障（地方自治法上の元本保証の観点）がある。

- ・そのため債券が途中売却できず資金が固定化されることにより、計画外の事業費のための必要資金が捻出できない。

- ・そのような事態に陥らないようにするために、基金原課は保守的に資金運用額を少額に設定する可能性がある。資金運用の効率性の観点からはマイナスであるが、事業の適正な遂行という観点から一定の合理性がある。

- ・資金運用の設定額が過度に保守的に少額になってしまった場合には、基金の資金運用の効率性が低下し、本来回避可能な機会損失が発生してしまうリスクがある。

(2) 基金全体の運用に関する報告事項

①基金の資金運用の効率性に改善の余地があること【指摘】

(i) 債券運用の割合について

令和5年度における県の基金運用実績をみると、運用利回りが先進自治体と比較し著しく低く、また基金全体に占める債券運用割合も先進自治体と比較し低い。

運用利回りの観点からは公共債（債券）の方が定期預金よりも高い運用利回りが得られる傾向がある。

≪先進自治体の基金に係る運用利回りの状況（令和5年度実績値）≫

地方自治体	基金平均残高	運用益	運用利回り	債券での運用割合
神奈川県	1,263,000 百万円	7,368 百万円	0.583%	52.9%
福岡市	474,141 百万円	4,733 百万円	1.163%	78.6%
国東市	17,799 百万円	206 百万円	1.162%	84.2%
本巢市	6,675 百万円	42 百万円	0.629%	59.7%
川崎市	317,700 百万円	1,420 百万円	0.447%	49.0%
上記自治体の平均額			0.797%	64.88%

茨城県	336,604 百万円	119 百万円	0.035%	12.48%
-----	-------------	---------	--------	--------

令和5年度の県の基金に関する運用利回りは0.035%であったが、上記先進自治体と比較した結果、運用成果は上記先進自治体平均値の約22分の1程度にとどまっております、大幅な乖離が見受けられる。

この大幅な乖離が生じている要因の一つに、基金の債券運用割合の低さがあると考ええる。

令和5年度において上記先進自治体における基金全体に占める債券での運用割合は64.88%であり、県が債券で運用している基金は県債管理基金の一部のみ（基金全体の12.48%）にすぎず、茨城県は上記先進自治体の5分の1程度であった。

地方自治法第241条第2項において定められる基金の運用は効率的に行わなければならないとする法の趣旨を達成するために、また財政収支の改善やそれに伴う県民への公共サービス維持のための財源確保に資するためには、債券での運用割合を現状より高める施策を講じることが必要であると考える。

具体的には各基金の資金運用について、債券での運用可能な金額を算定し運用する

ことが考えられる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

【参考】

あくまで試算であるが、上記先進自治体群と同程度の資金運用を行っていたならば得られたであろう利益を機会損失(※)とした結果、機会損失は令和5年度単年度について2,563百万円と試算された。

なお、令和4年度以前の期間を含めて試算を行う場合には、機会損失の試算額はさらに大きくなる。

(試算の前提条件)

- ・上記先進自治体群の平均運用利回りを採用した。
- ・前提条件が事実と異なった場合には機会損失として算定される額が異なることになる。

(※) 本報告書における機会損失の試算額とは、令和5年度における県の基金平均運用残高に上記先進自治体群の平均運用利回りを乗じた試算額から、実際の運用収入を差し引いた金額としている。

(ii) 基金の一括運用について

基金についてはすでに一括運用をしているとの説明を財政課より受けている。当該一括運用における債券保有割合は上記先進自治体と比較して低く、預金中心の一括運用であると考え、各基金の所管部署のコンセンサスを形成し一括運用体制を構築した点については率直に評価すべきである。

一方で、現状の一括運用においては、各基金所管課に資金運用可能額を聞いて財政課が定期預金等の単年度運用のうち有利なものを提案することにとどまっており、基金の個別運用と大きく変わりが無い実態がある。そのため、預金が大口になったことによる利率の優遇程度しかメリットが得られていない現状がある。

これは、現状の基金の一括運用の枠組みでは、各基金の事業における不測の基金取崩しが生じる可能性があるところ、かような事態に陥った場合に流動性が確保できないことから単年度運用になっていることにも一因がある。

この問題に対して本報告書において定義する一括運用（以下、「本報告書一括運用」という。）を検討されたい。

本報告書一括運用とは、基金と預金債券の1対1の関係をなくし、複数の基金を一体のものと捉え、基金全体をまとめて管理する手法である（「みんな気になる、お金のこと～ダイジェスト版～資金運用関連」（地方公共団体金融機構 自治体ファイナンス・アドバイザーより抜粋））。

この一括運用の手法によると、不測の基金取崩しへの備えとしては、基金全体で一定の流動性を確保することで対処できるため、基金の個別運用と比べて、基金財産の流動性への留保率を低く抑えることができ、結果として運用効率を高めることができるものとする。

近年、他の地方自治体においてもこの本報告書一括運用を導入する自治体が増えている。

なお、本報告書一括運用については、担当部局において資金運用にかかる知識・技能をより一層獲得し、各基金所管課に対して主導的な役割を担わなければ実現し得ないものである。そのため、例えば次年度に実施する等の短期的な導入は実務的に難しいものと思料するが、時間をかけてもしっかりと検討することが肝要である。

以上より、本報告書一括運用実施の是非を検討すべきであると考える。

②債券の運用期間について【意見】

県は債券での運用について満期保有を原則としているところ、令和5年度において債券の運用期間は一律10年になっている。基金全体の資金運用期間について一律10年とすると、資金運用可能額が少なくなってしまう可能性がある。

基金の資金運用について、効率性の観点からより多額の資金運用可能額を設定するためには一律10年とせずに、資金運用期間（※）を柔軟に設定すべきである。

すなわち、基金の性質に合わせ長期の運用が難しい性質の基金は10年より短い期間の運用を実施すべきである。具体的には、公共債の運用期間は2年、3年、5年等の10年より短い発行期間の債券もあり、既発債の取得であれば満期までの残余期間を選択できる。場合によっては20年、30年の超長期債が資金運用上適切なケースもあり得るものとする。

（参考）資金運用可能額の算定例

項目	年度ごとの資金運用可能額				10年内資金運用可能額（合計） 〇〇千円
	1年内	1年超 2年内	・・・	4年超 5年内	
金額/ 運用方法	〇〇千円/ 預金または 現先	〇〇千円/ 2年債	・・・	〇〇千円/ 5年債	
項目	年度ごとの資金運用可能額				
	5年超 6年内	6年超 7年内	・・・	9年超 10年内	
金額/ 運用方法	〇〇千円/ 運用期間に あった債券	〇〇千円/ 運用期間に あった債券	・・・	〇〇千円/ 10年債	

以上より、今後は債券の運用期間は一律10年とせずに運用期間について個々の基金の性質等をふまえ、柔軟に設定するべきと考える。

（※）本報告書における債券の運用期間とは、債券を取得してから償還が行われる満期までの期間をいう。

③資金運用について他自治体の事例研究の充実について【意見】

本年度包括外部監査においては、基金等の資金運用の効率性を主眼として検討を行っているが、先進自治体の取組みが必ずしも十分に研究されていない状況を識別した。

所管課からは、公金の資金運用手法について他自治体と情報交換等の場は定期的であり情報共有を図っているとの説明を受けているものの、積極的に事例研究を行い資金運用手法に十分に反映させるプロセスは観察されていない。

他自治体の事例研究することは下記のようなメリットが期待できる。

- ・運用効率の改善：他の地方自治体の取組事例を調査研究することで、どのような債券等の金融商品で運用しているか等を把握し、県の資金管理方針に反映させることで資金運用効率（運用利回り）の改善が期待できる。
- ・リスク対策：他の地方自治体の取組事例を調査研究することで、資金運用に関する諸リスクに対する対策を把握し、県の資金管理方針に反映させることでリスク対策の水準向上が期待できる。
- ・情報開示における透明性の向上・説明責任履行のさらなる充実：他の地方自治体の取組事例を調査研究することで、他の地方自治体がどのように情報開示を行い説明責任を履行しているかを把握することで、情報開示における透明性の向上・説明責任履行のさらなる充実が期待できる。

以上より、基金の資金運用について、先進自治体の運用手法や成果について更なる事例研究を行い、県の資金管理方針の充実や資金運用実務に役立てることが望ましいものとする。

(3) 個別の基金の管理及び運用に関する報告事項

①茨城県県債管理基金

報告すべき事項は検出されていない。

②茨城県財政調整基金

本報告書においては基金の資金運用の効率性に改善の余地がある点に対して指摘しており、基金全体について債券運用を中心とした一括運用を検討すべきであることについて記述している。この一括運用について当該基金の役割を検討していくことが望ましいと考える。

指摘、意見となる事項は検出されていない。

③茨城県災害救助基金

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において安定的に推移しており、令和5年度末には1,952,925千円の残高があった。事業に充当されず資金運用を行っている資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(ii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(i)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考える。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考える。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

④茨城県美術資料取得基金

(i) 基金残高の妥当性について【意見】

当該基金は、「茨城県近代美術館及び茨城県陶芸美術館の用に供するための美術資料を円滑かつ効率的に取得する」ことを目的として造成されている。

基金の残高は造成当初は200,000千円であったが、その後平成2年3月に基金残高を900,000千円に増額してクロード・モネの「ポール・ドモワの洞窟」を630,000千円にて取得している。以後、同作品の取得に匹敵するような規模の事業費支出はないところ、基金残高が造成当初の200,000千円に戻されることなく、令和5年度末まで基金残高が900,000千円を維持している。なお基金残高には一部動産が含まれる年度もあった。

この基金残高に対して、平成26年度からの10年間における基金の取崩額(事業費充当額)の平均額は9,298千円となっており、基金残高(900,000千円)に対する取崩額の平均額の割合は年1.0%に過ぎない。

また、今後の基金の取崩等については単年度の計画しかなく、中期的・長期的なものはないとのことであり、将来にわたって900,000千円という基金規模を維持する必要性については合理的な心証が得られなかった。

上記より、残高の1%程度しか事業費として支出されていないという状態が継続しており、基金の残高が過大となっている可能性があると考える。そのため基金規模が適切かどうかについて見直しすべきであると考える。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において一定金額にて推移している。事業に充当されない資金残高が基金の大部分であった。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められる。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(ii)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。そのため、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。様式第 177 号の基金管理（出納）カードを査閲したが、銘柄及び利率の欄が空欄となっていた。基金事務の適切性の観点から、「普通預金」とその利率を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

⑤茨城県発電用施設周辺地域振興基金

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理（出納）カードを査閲したところ、当該銘柄に「預金」と記載されており、普通預金や定期預金等預金の種別まで記載されていなかった。

基金事務の適切性の観点からは、資金運用手段として定期預金といった詳細な分類まで記載すること、また運用方法の利率を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

⑥茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理（出納）カードを査閲したところ利率の欄が空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、銘柄の欄には、定期預金、普通預金、貸付金と記載しており、銘柄別に利率を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

⑦茨城県環境保全基金

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理（出納）カードを査閲したところ銘柄欄が空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、管理に伴う異動欄には、特定金融機関の積立との記載があるため、銘柄欄も空欄とせず、預金種別の記載をすることが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

⑧茨城県緑化基金

報告すべき事項は検出されていない。

⑨茨城県森林整備担い手対策基金

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

⑩茨城県ふるさと水と土基金

(i) 基金活用について【意見】

国は中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施のため、茨城県を含む道府県を事業主体とし、道府県に対し事業の実施に係る経費に充てるため、平成 5 年度から平成 9 年度までの間に、道府県の自主財源と国からの補助金による基金の造成を指示した。

茨城県は、上記に基づき茨城県ふるさと水と土基金を造成し、当基金を利用し中山間ふるさと・水と土保全対策事業を実施している。

中山間ふるさと・水と土保全対策事業の趣旨と仕組みについては、会計検査院平成 15 年度決算報告に詳述されており、下記にその抜粋を記載する。

(ア) 趣旨

農村地域は、単に食料供給の生産基盤としてだけでなく、水源かん養機能、洪水防止機能、国民の保養機能等の多様な公益的機能を有しているが、農業人口の減少及び高齢化が進行しており、特に平野の外縁部から山間地に至るいわゆる中山間地域では、急速な過疎化及び高齢化により、集落機能が衰退し、耕作放棄地が増大するなどしている。

このような状況に対して、農林水産省では、中山間地域の多様な公益的機能を維持し発揮させるためには、農地や、農業用排水施設、農業用道路等の施設の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することにより地域の活性化を図ることが重要であるとの観点から、中山間ふるさと・水と土保全対策事業を実施することとした。

(イ) 仕組み

この保全対策事業は、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年5月農林水産事務次官依命通達）等（以下「実施要綱」という。）に基づき、中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的と認められる地域（以下「中山間地域等」という。）における土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要と認められる農地の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることを目的として、平成5年度から実施されている。

保全対策事業の事業主体は道府県となっており、道府県は保全対策事業の実施に係る経費に充てるため、5年度から9年度までの間に、自己資金と国からの補助金によって基金を造成している。この基金の造成に当たり、国は造成額の3分の1以内の額を補助している。

(ウ) 基金造成

農林水産省では、保全対策事業の実施に当たり、基金造成額の概算額を算定している。それによると、1都道府県当たりの基金造成額は、年間の標準的な事業費を約3,610万円と見込んだ上で、この事業費を年間5%の運用益で賄うこととして約7億2,300万円としている。また、9年4月、低金利で運用益が少ない状況にあっても必要な事業が行えるよう、運用益として見込まれる額が前年度末の基金元本額の3%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合には、基金元本の一部を取り崩し平準化運用基準額まで事業費に充てることができることなどとした。

そして、基金は、44道府県に設置されており、これら44道府県における9年度末までの造成額は総額329億9,788万円（国庫補助金109億9,200万円）、15年度末の基金残高は328億174万余円となっている。また、1道府県当たりの基金造成額は、各道府県がそれぞれ農林水産省同様に事業費等を見込んで決定しており、一部の道県を除き、7億円程度で同規模となっている。

(エ) 保全対策事業の内容

保全対策事業の内容は、次のとおりとされている。

ア 調査研究事業

これは、中山間地域等において、地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設や農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等を行う事業とされている。

この具体的な内容としては、例えば、土地改良施設、農地、地域住民活動等の現況の調査、地域住民の意識調査等を行って現状等を把握するとともに、その調査結果や、耕作放棄地の発生防止・解消の方針などを盛り込んだ地域の概要書等を作成することが想定されている。

イ 研修事業

これは、各種の研修等を通じて、上記アの調査や、下記ウの推進事業において地域住民活動の活性化に関する推進指導等を行う人材（以下「指導員」という。）の育成を行う事業とされている。

なお、この指導員は、通例、土地改良施設や農地等に関する専門的知識を有する人物等の選任を市町村に依頼し、その推薦等に基づき認定され、中山間地域等を抱える市町村（以下「中山間市町村」という。）に配置される。

ウ推進事業

これは、〔1〕保全対策事業を効果的に推進するために事業内容等について審議する学識経験者等から構成される道府県委員会（以下「運営委員会」という。）の設置・運営、〔2〕指導員による地域住民活動の活性化に関する推進指導、〔3〕地域住民の意識の向上及び保全対策事業の必要性等の啓発・普及等を行う事業とされている。

このうち、〔2〕の推進指導の具体的な内容としては、例えば、耕作放棄地等の農地を利用した体験学習、農業用用水路を利用した水生動植物の観察等のイベント、及びこれらを通じた都市住民との交流、並びにこれらの地域住民活動の中核となる住民グループの組織化に関する企画・指導が想定されている。また、〔3〕の啓発・普及には、最近ではインターネットを利用して情報を発信するホームページの作成もある。

そして、道府県は、保全対策事業の適正かつ円滑な推進のために、中山間市町村等に技術的な助言、指導その他の所要の援助措置等を行うこととされている。

（オ）事業の管理及び指導監督

保全対策事業を実施する道府県は、毎年度、その年度の基金元本の増減計画、運用益の収支計画及び事業費の支出計画等からなる事業計画を作成し、農林水産省に提出すること、及び翌年度にその各計画額に対する実績額を示した実績報告書を作成し、同省に提出することとされている。

そして、農林水産省は、保全対策事業の実施に関し、道府県を指導監督することとなっている。

（会計検査院平成 15 年度決算報告）

県は、上記の保全対策事業の具体的内容や方法等の細部については自ら決定する。また事業費は、基金で財源は手当されている一方、実施すべき事業量が決められていない。そのため、基金の有効活用を図る上で、事業主体の取組姿勢が極めて重要となる。

ここで、国は当事業の事業費として基金の運用益年間 5%で賄うことを当初想定していたが、低金利で運用益が少ない状況にあっても必要な事業が行えるよう、平成 9 年 4 月に基金元本の取崩しができるとし、低金利の場合であっても必要となる事業費の目安とする平準化運用基準額（前年度末の基金元本額の 3%の額）の考え方を示した。監査人は当基金の有効活用を検討する上で、この平準化運用基準額に対する事業費実績額の割合を指標として採用した。

・各年度の事業費÷平準化運用基準額（前年度末基金残高×3%）

結果として、当割合は令和元年度から令和 5 年度について 24.9%-43.8%の範囲、5 年計で 34.3%であり、平準化運用基準額と事業費が同額の場合の 100%と大きな乖離

が生じていた。

平準化運用基準額に対する事業費実績額の割合（単位：千円）

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	5年計
年度末基金残高 (A)	930,170	923,334	915,834	905,850	895,281	—
平準化運用基準額 (B)	28,273	27,905	27,700	27,475	27,175	138,528
事業費 (C)	12,374	6,947	7,546	10,002	10,614	47,484
C÷B (D)	43.8%	24.9%	27.2%	36.4%	39.1%	34.3%

達成すべき目標	指標	基準 値	目 標 値	年度毎の実績			
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ふるさと水と土指導員等を全国研修会へ派遣することにより、中山間地域の集落共同活動等のリーダー的存在の育成と質的向上を図る。	研修会への派遣人数		10人	— (中止)	— (中止)	—	—

(令和2年度－令和6年度事業実施計画)

事業実績額が平準化運用基準額を大きく下回っていること及び事業実施計画の成果目標に届いていない事業（上記表）について、県にどのように考えているかの問い合わせを行った。

県の見解は、以下の通りである。

実績額が平準化運用基準額より少額となっていることは承知しており、ふるさと魅力発見隊事業の実施市町増や、指導員確保に向けた働きかけを行うことで、積極的な基金活用を図っています。

新型コロナウイルスの影響による研修会中止や、ふるさと水と土指導員の減少・高齢化に伴い、派遣実績がありませんでした。リーダー育成に資する事業として、県指導員研修会の開催や、情報提供を随時行っております。

県としては、積極的な基金活用及び実施できなかった事業に対する対策を行っているとのことである。しかし、上述の平準化運用基準額に対する事業費の実績額の割合を見ればわかる通り、基金残高に見合う基金活用はできていないのが現状である。ま

た、(ii) 調査研究事業について【意見】で記載しているが、調査研究事業は現状の計画事業以外にも実施できるものがあるのではないかと考える。

事業の実施主体として取組が十分であるか、他に事業利用できるものがないか見直し、基金活用を再検討すべきである。

(ii) 調査研究事業について【意見】

保全対策事業の一つである調査研究事業は、中山間地域等において、地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設や農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査（地域資源調査、集落点検調査、現況調査等）等を行う事業とされている。また実証試験、特産品開発研究、集落点検マップ作成等の工法等の研究も対象となる。基本的対策等は、具体的には、土地改良施設、農地、地域住民活動等の現況の調査、地域住民の意識調査等を行って現状等を把握するとともに、その調査結果や、耕作放棄地の発生防止・解消の方針などを盛り込んだ地域の概要書等を作成することが想定されている。

県に対し基本的対策等の作成を行っているか問い合わせを行った。県の見解は、以下の通りである。

同事業の活用要望がなかったため、基本的対策等を作成した具体的事例はありません。

また県が計画している調査研究事業の内容は、以下の通りである。

事業内容	達成すべき目標
中山間地域の地域住民の協働活動を推進するための情報収集、冊子の配布を行う。	中山間地域の地域住民の協働活動を推進するための冊子配布により、中山間地域に対する理解を促進させる。

他方で、他府県では、基本的対策等を含む調査研究事業として下記事業を計画している。

道府県	調査研究事業の計画事業
岩手県	<p>地域住民活動の活性化を通じた農地・農業用施設の機能強化・保全に関する基本的な調査や研究</p> <p>【活動例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民参加によるワークショップの開催による地域資源調査やマップ作成等 ・農地・農業用施設の保全対策及び利活用方法に関する調査研究等

宮城県	地域資源等に係る調査研究事業や調査結果に基づく地域の合意形成を図る活動支援を継続的に実施し、地域資源の再発見や地域住民活動の活性化を目指していく。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、環境情報協議会を開催し、農業農村整備事業の新規地区の環境配慮内容の審議及び完了地区の事後調査を実施する。 ・「環境にやさしい田園整備新技術創造事業」において、新たな視点から土地改良技術を検証し、新潟発の技術指針の策定を目指し調査研究を行う。 ・「園芸産地化水田フル活用実証事業」において、水田での園芸作物の栽培に適した効果的なかんがい排水技術の確立に向けた実証を行う。 (R3 年度迄)
埼玉県	企業や大学生と連携した中山間地域を支援する新しい調査・研究などの取組を3地域で実施し、5カ年で12地域の取組を実施する。

茨城県は全国有数の農業県であり、同基金活用の対象となる中山間地域（平野の外縁部から山間地に至る地域）においても農地や農業用施設が存在する。同地域には少なからずの住民が住んでいる。事業の活用要望がなかったとのことであるが、他府県の状況を見るに本当に基本的対策等の必要がないか、また調査研究事業の内容が適切であるか再検討すべきである。

(iii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において減少傾向にあるものの、令和5年度末には895,281千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項（第1項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の

一つとして検討すべきであると考え。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(iii)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考え。

すなわち一定の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考え。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

⑪特別電源所在県科学技術振興基金

基金残高はなく特に記載すべき事項はない。

⑫茨城県競輪事業基金

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において増加傾向にあり、令和5年度末には2,090,968千円の残高があった。令和元年度から令和5年度までの間において13億円から20億円の範囲で資金運用が実施されており、事業に充当されない基金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提とした安全性の高い債券にて運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、県全体の資金運用を担う財政当局において、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(ii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(i)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、複数年にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画は策定されていない。

競輪事業は、車券売上げが年度毎の事業収支に大きく影響するため、長期的な将来の期間においてどの程度の基金資金収支があるかを事前に計画することは困難であるとのことであるが、できる限り複数年の資金運用を見据えた資金計画を策定することを検討すべきであるとする。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理(出納)カードを査閲したところ基金管理(出納)カードの銘柄欄が預金とのみ記載されており、預金の種別まで記載されていなかった。また、利率に関しても空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載し、利率も記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第256条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

⑬茨城県原子力安全等推進基金

報告すべき事項は検出されていない。

⑭茨城県介護保険財政安定化基金

(i) 基金残高の妥当性について【意見】

介護保険財政安定化基金は、介護保険の保険者である市町村が保険料の収納率低下や介護給付費の見込みを上回る伸びなどにより介護保険財政の財源に不足が生じた場合に、市町村に対し資金の貸付及び交付を行うため、介護保険法第147条第1項の規定に基づき、都道府県が設ける基金である。

介護保険法

第147条第1項 都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。）の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

(ア) 造成

都道府県は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。）の定めにより市町村から財政安定化基金拠出金を徴収し、その金額の3倍に相当する額を安定化基金に繰り入れる。国は、都道府県が繰り入れた額の3分の1に相当する額を財政安定化基金負担金として負担する。

茨城県介護保険財政安定化基金は、国・県・県内の市町村の3分の1ずつの拠出により平成12年3月に造成された。国・県・市町村の3者は、毎年度拠出を行うなどして、3年間の介護保険事業計画期間に必要な安定化基金の造成を行う。

(イ) 拠出

都道府県は、拠出に当たり、介護保険の保険者である市町村の3年間の介護給付費の見込額の総額に対し、国が標準として定めた割合（標準拠出率）を参考にして条例で定めた割合（拠出率）等により拠出金を算定する。拠出金の算定に際し、都道府県

は安定化基金の貸付状況や残高等を勘案した上で、翌計画期間3年間の事業に必要な金額に見合った拠出率を定める。

(a)国の標準拠出率(第1期～第3期)

介護保険制度の第1期(平成12年～14年度)は、標準拠出率を0.5%と設定した。当拠出率は、介護保険の実績のない中で算定することから、すべての市町村で、普通徴収が見込まれる第1号保険料の2%に相当する収納不足が生じ、かつ、介護給付費増により全国の2割の市町村で介護給付費の2割、3割の市町村で介護給付費の1割に相当する財源不足が生じる場合などでも対応可能な水準として設定した。

また第2期(平成15年～17年度)の標準拠出率は0.1%と設定した。当拠出率は、第1期中途までの実績に基づく第1期の貸付等見込額に、第2期の介護給付費見込額の伸び率(30.8%)を乗じて貸付等見込額を算出し、この額から控除すべき貸付金の償還見込額について、第1期に貸付けを受けた全市町村が9年間の償還延長措置をとった場合を考慮するなどして設定した。

さらに第3期(平成18年～20年度)の標準拠出率は0.1%と設定した。当拠出率は、第2期の次年度である平成16年度時点の貸付状況が、第1期の同時期を上回っており、その後も貸付額が増加すると見込まれたこと、第3期においても第1期の貸付金の一部が償還されないこと、安定化基金に積み立てた額の大部分が貸付等している都道府県があり、積立金に不足を生じるおそれがあることから、第2期と同じく標準拠出率を0.1%と設定した。

(b)県の拠出率

介護保険制度の第1期(平成12年～14年度)の拠出率は、国の標準拠出率0.5%を参考に、0.5%として設定した。また第2期(平成15年～17年度)の拠出率は、0とした。当拠出率は、安定化基金の貸付状況や残高等を勘案した上で第2期の3年間の事業に必要な金額に見合った拠出金を検討した結果、追加の拠出は必要ないとの判断による。さらに第3期(平成18年～20年度)についても第2期と同様である。それ以降は、会計検査院から財政安定化基金の規模や拠出率等の処置を求められた厚生労働省の指導により、新たな拠出を行っていない。

会計検査院は、財政安定化基金の規模が基金需要に対応した規模を大きく上回るものとなっているなどの事態が見受けられたことから、厚生労働大臣に対して20年5月に、会計検査院法第36条の規定により、財政安定化基金を適切な規模に保つために、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合には基金規模を縮小できるような制度に改めたり、標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに都道府県が適切な拠出率を定めるよう助言したりするなどの処置を講ずるよう、改善の処置を求めている。

この処置要求の結果、厚生労働省は、上記指摘の趣旨に沿い、改善の処置を講じた

ところである。そして、都道府県は、厚生労働省の助言等を踏まえ、21年度以降、新たな基金の積立てを行わないこととしていた。また、都道府県が基金規模を縮小するために財政安定化基金の一部を取り崩すことができるように、24年度限りの特例措置として、法附則第10条の規定が設けられ、都道府県は、当該規定に基づき財政安定化基金を取り崩し、市町村に対して取り崩した額の3分の1に相当する額を交付しており、また、国に対して同じく3分の1に相当する額を納付していた。

(会計検査院国会からの検査要請事項に関する報告(検査要請))

(c) 拠出金の返還

会計検査院から財政安定化基金の規模や拠出率等の処置を求められた厚生労働省の指導により、平成24年度に茨城県介護保険財政安定化基金の拠出金の一部を国・茨城県・県内の市町村に返還した。なお、この返還は平成24年度限りの特例措置として実施されたものであり、現行法令上、当基金の拠出金返還は認められていない。

(ウ) 貸付及び交付制度

県は市町村の保険財政の安定化を図るため、下記の状況において基金から貸付及び交付を行う。

(a) 貸付

事業計画に基づく見込みを上回る介護保険料の増加や第1号保険料の未納などにより、基金事業対象費用額が基金事業対象収入額(計画期間の最終年度においては、基金事業対象収入額、当該計画期間における基金事業借入金及び基金事業交付金の合計額)を上回ると見込まれる市町村に対し、算定政令で定めるところにより算定した額を限度として貸し付けるもの。

(b) 交付

第1号保険料の収納率が悪化するなどにより、計画期間の全体について、実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、収入額が費用額に不足すると見込まれる市町村に対して、算定政令で定めるところにより算定した額を計画期間の最終年度に交付するもの。

(c) 貸付及び交付の状況

貸付は平成26年度、交付は平成17年度が最後の実績で、第8期(令和3年~5年度)においては貸付及び交付した実績はない。これは介護保険制度が導入から20年程度経過し、実績を積み重ねる中で、各市町村が中期財政運用方式(3年間の計画期間毎にその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合せて設定)に基づく保険料設定精度を高めたことが主たる要因である。

第 8 期（令和 3 年～5 年度）財政安定化基金貸付・交付状況（各年度末累計）

項目/年度	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末
全保険者数（市町村数）	44	44	44
貸付保険者数	—	—	—
貸付金額（百万円）	—	—	—
交付金額（百万円）	—	—	—

（エ）基金残高

当基金による貸付合計は 787 百万円、交付金合計は 25 百万円である。貸付はすべて回収しており、令和 5 年度末において残高はない。結果として、基金の実質的負担は交付の 25 百万円のみで、基金残高は拠出金額に基金運用収益を足したものから 25 百万円を引いた金額となっている。

（単位：百万円）

貸付金額	交付金額	貸付・交付金額合計 (A)	既償還金額 (B)	令和 5 年度末現在基金実支出額 (C)=(A)-(B)	令和 5 年度末現在基金積立総額 (D) ※	令和 5 年度末現在基金積立残額 (E)=(D)※-(C)
787	25	812	787	25	1,699	1,674

（厚生労働省 HP）

※「令和 5 年度末現在基金積立総額」は、国・都道府県・市町村の拠出により基金に繰り入れた額から、介護保険法附則第 10 条に基づく取崩額を除いた額を計上しており、基金運用収益を含んでいない。

当基金は平成 27 年度以降貸付及び交付の実績がない。新たな拠出は行っていないため、基金残高が積み上がることはないが、当基金に余裕資金が発生している可能性も否定できない。他方で、恐慌や大地震等の状況が発生した時にも対応できる資金があるかも不明である。しかし、県は基金のあるべき規模について明確な算出をしておらず、残高が適正な状態かどうか判断できない。

国は介護保険制度開始時に一定の仮定を置いて標準拠出率を設定し、必要資金を算定した。当時は介護保険の黎明期で試算精度は高いものではなかった。しかし、現在は当保険制度開始から 20 年経過、実績が積み上がり、当時と比較し必要資金の試算をしやすい環境ではある。将来、介護保険法の特例措置が再び実施される際には、基金残高が適切か確認することを検討すべきである。

（ii）基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和 5 年度までの間において安定的に推移しており、令和 5 年度末には 1,840,618 千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選

択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用収入すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記 (ii) 基金の資金運用にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、実務的に可能な限り複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、金融機関名を記載すべき「取扱機関」欄に「健康推進課」と記載する誤りを確認した。規則で求められる資料であり記載ミスがあってはならない。

基金事務の適切性の観点から、記載ミスを発見できる様にチェック体制を整えるべきである。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理

- (出納)カードを作成して整理しなければならない。
- 2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。
 - 3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

⑮茨城県放射線利用試験研究施設等整備基金

令和5年度末において基金残高はなく、報告すべき事項は検出されていない。

⑯茨城県有害廃棄物等撤去基金

(i) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理(出納)カードを査閲したところ銘柄の欄には「現金預金」と記載されており、具体的な預金種別等の記載がされていなかった。また、利率の欄についても、空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、管理に伴う異動欄には、特定金融機関の積立との記載があるため、銘柄欄も、定期預金と預金種別を記載し、利率の欄も当該預金の利率を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第256条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

- 2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。
- 3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

⑰茨城県後期高齢者医療財政安定化基金

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において増加傾向にあり、令和5年度末には5,140,862千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用

益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第 241 条第 2 項では基金はこれを前項（第 1 項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(ii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記 (i) 基金の資金運用の効率性について述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

⑱茨城県森林湖沼環境基金

(i) ホームページでの広報について【意見】

県では、県北地域や筑波山周辺などの森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川などの自然環境を、良好な状態で次世代に引き継ぐために、平成 20 年度から令和 8 年度までを課税期間とする森林湖沼環境税を独自課税として導入している。

県は、この森林湖沼環境税を使用し、荒廃した森林の間伐や、集約化した人工林における再造林などの森林整備、生活排水対策や農地・畜産対策、県民参加による水質保全活動などの経費に充てるため、茨城県森林湖沼環境基金を造成した。

(ア) 森林湖沼環境税と森林環境譲与税

茨城県では、県の独自課税である森林湖沼環境税と国税である森林環境譲与税の使

途について、下記のように整理している。

〈森林湖沼環境税と森林環境譲与税の用途の整理〉

	森林湖沼環境税（県）		森林環境譲与税（国）
施策	林業の成長産業化に資する施策、県内全域を対象とすべき施策		左記以外の施策 （森林経営に適さない森林の整備、市町村施設での木材利用等）
森林整備	林業の成長産業化	林業経営に適する森林の整備 ・経営規模の拡大に意欲的な林業経営体による再造林などの森林整備 ・森林経営の集約化の加速やスマート林業など生産能力の向上に取り組むトップランナー経営体の育成	林業経営に適さない森林の整備 ・自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林の整備 ・環境保全のための平地林整備等
木材利用		素材生産量の拡大を見据えた県産木材の利用促進（大規模な建築物など非住宅分野への促進）	市町村施設での木材利用等

※上表のほか、森林湖沼環境税では、県内全域を対象とすべき施策（海岸防災林の保全、森林環境教育の推進等）に取り組む。

ただし、森林湖沼環境税と森林環境譲与税は混同されることが多い。両税の違いは上表の通りであるが、現実には正確に理解されていない場合がある。ここで、両税の周知に関しどのように行っているか問い合わせたところ、下記の見解を得た。

これまで、2つの税の目的や取組実績等を、それぞれ県のホームページ等を活用して広報しております。

今年度から、森林湖沼環境税はもとより、森林環境譲与税についても、環境イベント出展や県庁舎内の展示コーナーでの掲示など、より一層の周知に努めているところです。

県のホームページを閲覧すると、両税について確かに税の目的や取組実績が掲載されている。しかしながら、ホームページでは各々についてそれぞれ説明があるのみであり、森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担について説明がなく、両税を混同するという点について解決するものではない。他県の事例ではあるが、神奈川県では、そのホームページ上で、水源環境保存税（茨城県の森林湖沼環境税に相当）と森林環境譲与税の用途及び相乗効果についてイメージ図を使って説明し、両税の理解を促している。

県は、森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担等についてホームページで記載し、両税の理解を促すのが良いのではないかと考える。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において増加傾向にあり、令和5年度末には934,125千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考え。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記の基金の資金運用に関する指摘にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考え。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考え。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。基金管理(出納)カードを査閲したところ、銘柄(物品)欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡

性預金等などの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

⑩茨城県健やか子ども基金

報告すべき事項は検出されていない。

⑪茨城県高等学校等奨学基金

(i) 基金残高の妥当性について【意見】

基金の中長期の計画を現状作成していないため、年度ごとの回収見込みや新規貸付の見込等も把握できておらず、その結果適正な基金の残高も把握できる体制とはなっていない。

下記に期初基金残高のうちどの程度が事業費にて支出があったかをまとめた。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
期初基金残高 (千円)	231,508	310,199	399,382	504,692	619,012
事業費(千円)	54,610	49,430	40,278	34,566	30,840
事業費対 基金残高比率	23.6%	15.9%	10.1%	6.8%	5.0%

これをみると、事業費対基金残高の比率は令和元年度から減少にあり、令和5年度は5.0%となっていることから、基金残高に比して事業規模は相当程度小さいことが伺える。

基金の造成目的が「…高等学校…に在学する者のうち、優れた生徒であって、経済的な理由により修学が困難なものに対し、毎年度予算の範囲内において学資を貸与し、もって有為な人材の育成を図ること…」であり、近年の新規貸付金額の水準であれば、基金の残高が現状の規模より低くても、その目的は達成できるのではないかと考えられる。

以上から基金残高が過大になっている可能性があり、基金規模が適切か見直すことが望ましい。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

上述のように、基金の残高に対して、新規の貸付額が減少しているばかりか、それを上回る貸付金の回収がある状態であり、令和元年度から令和5年度の5年間において、平均して412,959千円を資金運用しており、一定額の事業に充当されない資金残高が存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益があったのではないかと考える。

一方で、地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項（第1項）の条例で定める特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金も公金であることから安全性を第一義的に優先しつつ、効率的に運用することが求められると考える。

当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(ii)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第256条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理（出納）カードを査閲したところ基金管理（出納）カードに銘柄を記載する欄について、“預金”

との記載がなされていた。また、管理に伴う異動の記載についても、積立額と取崩額を相殺して純額で記載していた。基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載し、定期預金と記載することが望ましい。

また積立額と取崩額については、新規の貸付金額は取崩額として記載し、貸付金の回収金額と運用益については積立額として、それぞれ総額で記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

②茨城県農地集積総合支援基金

(i) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。基金管理(出納)カードを査閲したところ、銘柄(物品)欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄(物品)欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

②茨城県幡谷教育振興基金

(i) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理(出納)カードを査閲したところ銘柄欄が空欄となっていた。基金事務の適切性の観点からは、

銘柄欄には、運用している預金の種類等を記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

②茨城県地域医療介護総合確保基金

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において概ね増加傾向にあり、令和5年度末には14,185,221千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(ii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(i)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として

資金計画が必要であると考えている。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、実務的に可能な限り複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考えている。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

④茨城県公共施設長寿命化等推進基金

(i) 基金の計画的な積立及び取崩について【意見】

所管部局からのヒアリングによると、茨城県公共施設等総合管理計画により、総合的かつ計画的に修繕及び更新等を検討のうえ、中長期的な経費見込みを算定しているが、基金について実務的に積み立てが可能な目標額の設定がなく、基金の積立及び取崩について具体的な見込みがない。基金の造成目的の達成のためには、実務的に積み立てが可能な目標額を設定したうえで、計画的な基金の積立及び取崩が行われるよう、検討を求める。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金は、令和5年度末の基金残高24,007,080千円に対して、取崩が平成27年度から一度もなされておらず、複数年度にわたって運用可能な資金残高が存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失が発生していたのではないかと考える。

一方で、地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金も公金であることから安全性を第一義的に優先しつつ、効率的に運用することが求められると考える。

当該基金が景気変動に伴う税収の大幅減に対応した財源対策的要素を持つ基金であるほか、庁舎等の老朽化対策に係る地方債措置の動向にも大きく影響を受けることを踏まえると、これまでの単年度運用について一定の合理性が認められ

るものの、今後は、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考えている。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(ii)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考えている。

すなわち、より効率的な資金運用を行うためには、複数期間にわたって資金運用を行うことが必要であり、複数期間での資金運用可能額を算定する必要がある。

そのため、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考えている。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

⑤茨城県文化振興基金

(i) 基金の事業に係る支援対象の定義の明確化について【意見】

現状、支援対象は上記のように太鼓等となっている。

これに対し、伝統文化団体は太鼓等以外にも様々なものが想定されるにも関わらず、支援対象の定義について明確になっていない。

そのため、支援を受けたい団体あるいは県民として支援したい団体が、実施事業を行う委託者や基金の所管部局でも、支援の対象となる団体に該当するかどうか判別できなくなる可能性がある。

以上より、基金の事業に係る支援対象について定義を明確にすべきであると考えている。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

上述のように、基金の残高に対して、令和元年度から令和5年度の5年間において、平均して2,947,952千円を資金運用しており、基金の大部分が事業に充当されない資金として運用対象となっている。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失が発生していたのではないかと考える。

一方で、地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定め

る特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金も公金であることから安全性を第一義的に優先しつつ、効率的に運用することが求められると考える。

当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考えます。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記 (ii) 基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考えます。

すなわち、より効率的な資金運用を行うためには、複数期間にわたって資金運用を行うことが必要であり、複数期間での資金運用可能額を算定する必要がある。

そのため、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考えます。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

②⑥茨城県がん対策基金

(i) 基金残高の妥当性について【意見】

茨城県は、「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」に基づき、がんによる死亡者数を減少させ、がん患者とその家族を支援するとともに、がん罹患した後も尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる社会を実現することを目指して、がん対策に取り組んでいる。県は、この取り組みを推進するための事業に要する経費に充てるために「茨城県がん対策基金」を造成した。

(ア) 積立

県は平成 27 年度一般財源 20 億円を元手に基金を造成した。平成 28 年度には追加

で 10 億円を基金に拠出した。基金造成後は運用益及び県に対するふるさと納税制度の寄付金（大好きいばらき応援寄付金）を基金に積み立てている。

茨城県がん対策基金への県の拠出

年度	財源	拠出金額
平成 27 年度	一般財源	20 億円
平成 28 年度	一般財源	10 億円

(イ) 基金設計・運用

当基金は、運用益を経費に充てることについて条例で定めていないが、基金造成時から事業費は運用益及び寄付金を充当することを予定しており、基金元本を取り崩すことを想定していない。なお基金の運用として、下記を想定している。

運用利回り (%)	年間運用益 (千円)
0.3%	9,000 千円

直近 5 年間の実際の運用利回りは 0.001%~0.03%、運用益は 60 千円~901 千円であり、当初の想定通りの運用が出来ていない。下記表は基金対象事業の「いばらきがん患者トータルサポート事業」の直近 5 年の当基金の事業費負担割合（がん対策基金繰入/(一般財源+がん対策基金繰入)）を示すが、各年度で 4.9%~24.2%、5 年平均で 12.1%の負担率となっている。なお、各年のがん対策基金繰入が運用益より大きいのは寄付金を充当しているためであり、運用益のみの事業費負担率（運用益/(一般財源+運用益)）は 5 年平均で 2.8%しかない。想定通りに運用できていないことによる事業費不足を一般財源で補填しているのが現状である。

直近 5 年の基金運用益の事業費負担割合

(いばらきがん患者トータルサポート事業) (単位：千円)

年度	事業経費計 (国費除く) (A)	一般財源 (B)	がん対策 基金繰入 (C)	(がん基金 運用益)	他の基金 繰入 (D)	計 (B+C+D)	がん基金の 負担割合 (C/(B+C))
令和元 年度	29,420	16,995	869	(303)	11,556	29,420	4.9%
令和 2 年度	28,760	15,331	1,857	(901)	11,572	28,760	10.8%
令和 3 年度	16,827	3,983	1,272	(151)	11,572	16,827	24.2%
令和 4 年度	17,636	6,308	1,575	(61)	9,753	17,636	20.0%

令和5年度	20,297	8,528	1,446	(60)	9,823	19,797	14.5%
計	112,940	51,145	7,019	(1,476)	54,276	112,440※	12.1%

※別途寄附金 500 千円あり

このような現状は、運用益で事業費をカバーするという基金設計の意図を達せず、ひいては基金造成の意義に影響を与えるものであり、改善すべき点である。改善策としては、想定通りの運用益を得られるような資金運用の実施である。そのため、今後の基金運用計画を検討し、中長期的のスパンで想定通りの運用益を得られるか確認する必要がある。また検討の結果、想定通りの運用益を得られないという結論を得た場合には、基金を解散、拠出額を一般会計に返還し、他の財政資金として有効活用することも検討すべきである。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において安定的に推移しており、令和5年度末には 3,001,708 千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記 (ii) 基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

②7 茨城県国民健康保険財政安定化基金

報告すべき事項は検出されていない。

②8 茨城県医療提供体制確保基金

(i) 海外対象医師修学研修資金貸与制度について【意見】

茨城県医療提供体制確保基金は、医師の確保その他の医療の提供体制の確保を図るための事業に要する経費に充てるために造成したものである。具体的には、下記対応を図るための経費に充当することを想定している。

医師偏在指標が全国 43 位の医師少数県である本県においては、更なる医師確保や地域・診療科の偏在是正に取り組むことはもとより、地域医療構想に基づく医療機能の集約化・連携強化、ICT など先端技術の活用など、あらゆる方策により、地域の医療提供体制を確保していく必要があり、今後新たな施策を検討・実施する際や突発的な事案が生じた際に機動的な対応を行う。

そのため、当基金は医師の確保その他の医療の提供体制の確保を図るための様々な施策の経費に充当される可能性がある。令和 5 年度までの直近 5 年間では、主に下記の 2 つの施策が実施された。

- ・海外の医学部入学者に対する修学資金の貸与(海外対象医師修学研修資金貸与制度)
 - ・金融機関から教育資金の融資を受ける医学部進学者の保護者等に対する利子補給
- ここで、外国の医学校進学者に対する修学資金の貸与は、他県では同様の施策を実施している例はない、都道府県としては新たな施策である。

海外対象医師修学研修資金貸与制度の概要、同貸与制度の貸与者（修学資金、研修資金）の状況、同貸与制度の貸与者（修学資金）の離脱者内訳は、以下の通りである。

海外対象医師修学研修資金貸与制度の概要

概要	外国の医学校を卒業後、日本の医師免許を取得し、茨城県内に勤務意思を有する者に <u>修学資金</u> （在学中）及び日本の医師国家試験合格のための <u>研修資金</u> （外国の医師免許取得後）を貸与
貸与条件	修学資金：外国の医学校に進学した者（県外出身も可） 研修資金：外国の医学校を卒業し、外国の医師免許を取得した者
貸与額	修学資金：月 15 万円（年 180 万円/6 年計 1,080 万円） 研修資金：150 万円（一括支払い）
貸与期間	修学資金：正規の修学期間（最大 6 年間） 研修資金：県内医療機関で研修を開始したとき
返還免除	知事が指定する医療機関で修学資金貸与期間（研修資金の貸与を受けた場合は、当該期間に 1 年を加えた期間）の 2 分の 3 の期間勤務（義務期間が 3 年未満の場合は 3 年、9 年を超える場合は 9 年）

修学資金及び研修資金貸与者の状況

(単位：人)

	貸与者	義務履行済	義務履行中		離脱返還済
			医師	在学生等	
人数	91※	5	9	59	18
割合	100%	5.5%	9.9%	64.8%	19.8%

※修学資金のみ 74 名、研修資金のみ 8 名、修学資金及び研修資金 9 名

修学資金の離脱者内訳					(単位：人)
貸与年度	貸与者 (A)	離脱者 (B)	離脱者の内訳		離脱率 (B/A)
			在学中	卒業後	
平成 30 年度	12	—	—	—	0%
令和元年度	14	—	—	—	0%
令和 2 年度	12	—	—	—	0%
令和 3 年度	15	6	4	2	40.0%
令和 4 年度	11	7	6	1	63.6%
令和 5 年度	10	4	3	1	40.0%
令和 6 年度(注 1)	8	1	—	1	12.5%
計	82	18	13	5(注 2)	22.0%

注 1：令和 6 年 11 月 29 日時点

注 2：県外勤務を希望したことによるもの（4 名）、医師国家試験受験資格認定の不認定によるもの（1 名）の計 5 名

修学資金の貸与者の離脱者（奨学金の返還者）は、平成 30 年度以降累計で 22.0% である。

ここで、海外対象医師修学研修資金貸与制度と同じ内容ではないが、国は、医師不足地域の医療機関に勤務意思を有する者に地域枠設置大学にて選抜試験を実施し、入学者を選抜し、将来的に医師不足地域の医療機関に従事する制度である、いわゆる地域枠制度を設けている。ここで、令和 5 年度地域枠入学制度と地域医療支援センターの実情に関する調査報告（令和 6 年 3 月、一般社団法人全国医学部長病院長会議）によると、地域枠で選抜され、かつ修学資金貸与、卒業一定の年数の義務履行を課された者の離脱率（奨学金を返還した率）は、平成 20 年度から令和 4 年の期間の平均で 3.4% である。

県の海外対象医師修学研修資金貸与制度と地域枠は、離脱率で大きく異なる。県に対し、「海外対象医師修学資金貸与制度」の効果・効率について問い合わせたところ、下記の見解を得た。

県内医師数のベースアップに繋がっていると考えるが、これまでの貸与者数のうち、卒業して医師となった者は約 15%（14 名）であり、在学生在が多くを占めるため、効果としては測るに足りないと思料。

県の見解では、在学生在が多くいるため効果・効率を評価する段階ではないとのことであるが、義務履行中の者が多数いる時点でも地域枠と比較し離脱率がかなり大きいことから、一定時点で区切りを設け、事業を評価すべきである。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間においてわずかに減少傾向にあるものの、令和5年度末には2,498,949千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(ii)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

⑳茨城県企業立地促進基金

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において増加傾向にあり、特に立地推進部立地推進課の所管とする当該基金においては令和3年度の14,085,298千円の積立があった。

令和5年度末には営業戦略部観光戦略課の所管とする当該基金は895,240千円の残高があり、立地推進部立地推進課の所管とする当該基金は17,483,667千円の残高がある。当該基金について事業に充当されず資金運用を行っている資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(ii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(i)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

当該基金の複数年度運用を前提とした資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。なお、現状における毎年度の計画は当初予算を編成することで策定されている。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

③⑩茨城県就職支援基金

(i) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

③⑪茨城県森林環境譲与税基金

(i) ホームページでの広報について【意見】

(ア) 森林湖沼環境税と森林環境譲与税

県では、県の独自課税である森林湖沼環境税と国税である森林環境譲与税の用途について、下記のように整理している。

〈森林湖沼環境税と森林環境譲与税の用途の整理〉

	森林湖沼環境税（県）		森林環境譲与税（国）
施策	林業の成長産業化に資する施策、県内全域を対象とすべき施策		左記以外の施策 (森林経営に適さない森林の整備、市町村施設での木材利用等)
森林整備	林業の成長産業	林業経営に適する森林の整備 ・経営規模の拡大に意欲的な林業経営体による再造林などの森林整備 ・森林経営の集約化の加速やスマート林業など生産能力の向上に取り組む	林業経営に適さない森林の整備 ・自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林の整備 ・環境保全のための平地林整

	トップランナー経営体の育成	備等
木材利用	素材生産量の拡大を見据えた県産木材の利用促進（大規模な建築物など非住宅分野への促進）	市町村施設での木材利用等

※上表のほか、森林湖沼環境税では、県内全域を対象とすべき施策（海岸防災林の保全、森林環境教育の促進等）に取り組む。

ただし、森林湖沼環境税と森林環境譲与税は混同されることが多い。両税の違いは上表の通りであるが、現実には正確に理解されていない場合がある。ここで、両税の周知に関しどのように行っているか問い合わせたところ、下記の見解を得た。

これまで、2つの税の目的や取組実績等を、それぞれ県のホームページ等を活用して広報しております。

今年度から、森林湖沼環境税はもとより、森林環境譲与税についても、環境イベント出展や県庁舎内の展示コーナーでの掲示など、より一層の周知に努めているところです。

県のホームページを閲覧すると、両税について確かに税の目的や取組実績が掲載されている。しかしながら、ホームページでは各々についてそれぞれ説明があるのみであり、森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担について説明がなく、両税を混同するという点について解決するものではない。他県の事例ではあるが、神奈川県では、そのホームページ上で、水源環境保存税（茨城県の森林湖沼環境税に相当）と森林環境譲与税の用途及び相乗効果についてイメージ図を使って説明し、両税の理解を促している。

県は、森林湖沼環境税と森林環境譲与税の違い、役割分担等についてホームページで記載し、両税の理解を促すのが良いのではないか。

(ii) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和元年度から令和5年度までの間において増加傾向にあり、令和5年度末には177,880千円の残高があった。事業に充当されない資金残高が一定額存在しており、かつ当該資金残高は増加傾向にある。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項（第1項）の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第 241 条第 2 項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記の基金の資金運用の効率性に関する指摘にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の 3E における効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(iv) 基金管理（出納）カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理（出納）カードを作成して整理しなければならない。基金管理（出納）カードを査閲したところ、銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

③②茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金

(i) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。基金管理(出納)カードを査閲したところ、銘柄(物品)欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄(物品)欄には具体的な記載が望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

③③茨城県災害ボランティア活動支援基金

(i) 基金管理(出納)カードの記載について【意見】

県は以下にある茨城県財務規則第 256 条に基づき、基金の出納について基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。当該基金の基金管理(出納)カードを査閲したところ基金管理(出納)カードの銘柄欄が預金とのみ記載されており、預金の名称まで記載されていなかった。基金事務の適切性の観点からは、預金の種別まで記載することが望ましい。

茨城県財務規則

第 256 条 知事等は、基金(基金に属する動産を除く。)の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

2 基金に属する現金の出納及び保管については、前項に規定するもののほか、歳計現金の出納及び保管の例によらなければならない。

3 物品出納職員は、基金に属する動産の出納について、基金管理(出納)カードを作成して整理しなければならない。

③④茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金

(i) 基金の資金運用の効率性について【指摘】

当該基金残高は令和 3 年度に造成されてから令和 5 年度までの間においてほぼ同額にて推移している。事業に充当された実績はないことから、過年度においてはその

全額が事業に充当されない残高となっている。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方自治法第241条第2項では基金はこれを前項(第1項)の条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

地方自治法

第241条第2項 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

すなわち、基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考える。

上記から当該基金については今後、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

(ii) 基金の資金計画について【指摘】

基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討すべきことは上記(i)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数年度にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。当該基金の性質上、将来の資金計画策定に一定の実務上の制約があったとしても、実務的に可能な限り、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであると考ええる。

なお、当該検出事項について、地方自治体経営の3Eにおける効率性の観点から重要性が高いと考えるため本報告書において指摘事項とする。

③⑤茨城県退職手当基金

報告すべき事項は検出されていない。

③⑥茨城県公立学校情報機器整備基金

報告すべき検出事項はされていない。

③⑦茨城県流域下水道事業基金

令和5年度包括外部監査において意見とした事項に対して措置を予定しており、令和6年度包括外部監査において指摘や意見はない

③⑧茨城県工業用水道事業積立基金

(i) 基金の資金運用の効率性について【意見】

地方公営企業法施行令第22条の6では地方公営企業の業務に係る現金を出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない、とされている。

地方公営企業法施行令

第22条の6 管理者は、地方公営企業の業務に係る現金を出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

2 管理者は、地方公営企業の業務に関して地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行なうことにより受領すべき現金又は有価証券を保管することができる。

すなわち、地方公営企業の業務に係る現金の一部である基金についても、安全性を第一義的に優先しつつも、有利に運用することが求められると考える。

当該基金残高は令和元年度から令和4年度までの間において増加傾向にあったものの、令和5年度には889,694千円の取崩しがあり、令和5年度末には3,658,304千円の残高があった。事業に充当されず資金運用を行っている資金残高が一定額存在している。

そのような状況下において、令和5年度の資金運用方法は単年度運用として1年未満の運用を選択したが、複数年度の運用を前提とした運用をより積極的に運用方法の一つとして検討すべきであると考ええる。

(ii) 基金の資金計画について【意見】

基金の資金運用について、安全性を確保した上で有利な運用を検討すべきことは上記(i)基金の資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画が必要であると考ええる。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。

現在、当該基金の資金計画はないが、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべきであるとする。

2. 歳計現金等について

(1) 歳計現金等の管理に関する報告事項

①資金管理委員会が継続して書面開催となっていることについて【意見】

県は、「茨城県資金管理委員会設置要綱」を定め、全庁的な資金運用や資金調達など資金管理の効率化及び高度化を図るため、資金管理委員会を設置し、毎年1回開催している。

近年、取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、資金管理・運用の難易度は増しており、資金管理業務全般を司る同委員会に求められている役割や期待は大きくなっていると考える。

「茨城県資金管理委員会設置要綱」にて、所掌事項等は次のとおり、定められている。

茨城県資金管理委員会設置要綱（抜粋）

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事又は会計管理者、公営企業管理者及び病院事業管理者のそれぞれの所管に属する資金の相互調整に関する事。
- (2) 知事又は会計管理者、公営企業管理者及び病院事業管理者のそれぞれの所管に属する資金の運用計画及び調達計画の検討に関する事。
- (3) 県出資法人等の資金調達計画の検討に関する事。
- (4) 資金管理に係る情報交換に関する事。
- (5) 資金管理に係る研修に関する事。
- (6) その他資金管理のために必要と認める事。

（構成）

第3条 委員会は、総務部財政課に関する事務を担当する副知事（以下「副知事」という。）及び次の職にある者をもって構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 会計事務局長
- (3) 病院局長
- (4) 企業局次長
- (5) 総務部財政課長
- (6) 企業局総務課長
- (7) 病院局経営管理課長
- (8) 会計事務局会計管理課長
- (9) 資金管理担当顧問

(会議等)

第5条 委員会は、副知事が必要と認めるときに会議を開催する。

2 委員会の会議は、全体会議と一部会議とする。

3 全体会議は全構成員をもって、一部会議は副知事が必要と認める構成員をもって、それぞれ開催する。

令和5年度と同委員会の開催状況を確認した結果、書面開催であり、決裁文書（令和6年3月27日決裁）にて、書面開催の事実を確認し、「茨城県資金管理委員会設置要綱」で定められている構成員が漏れなく電子署名していることを確認した。

また、過年度（令和2年度から令和4年度まで）の開催状況を確認した結果、いずれも書面開催であり、令和5年度と同様に決裁文書及び構成員の電子署名を確認した。

これらは令和2年度から令和5年度までの4年間にわたり、毎年度書面開催とされたものであり、議事録もなく議論の状況や意思決定プロセスも含め、同委員会において議論、検討をしている事実は確認できなかった。そのため、同委員会が会議体として十分な機能を発揮していない可能性を識別した。

なお、本報告書における会議体として十分な機能を発揮しているかの判断基準は以下のとおりとしている。

- (ア) 目的の不明確さ: 会議の目的が明確でない、または参加者が目的を理解していない場合。
- (イ) 議論の欠如: 実質的な議論が行われず、形式的な報告や確認だけで終わっている場合。
- (ウ) 参加者の関与不足: 参加者が積極的に意見を出さず、ただ出席しているだけの状態。
- (エ) 決定事項の実行不足: 会議で決定された事項が実行に移されず、フォローアップが行われていない場合。
- (オ) 時間の無駄: 会議が長時間にわたり、効果的な時間管理がされていない場合。
- (カ) 書面会議の継続: 書面での会議が長期間続き、双方向のコミュニケーションが不足している場合。

このうち、(ア) 目的の不明確さ、(エ) 決定事項の実行不足、(オ) 時間の無駄についての状況は識別されていないものの、(カ) 書面会議の継続、(イ) 議論の欠如については該当しているものとする。なお、事務局からは同委員会を構成する委員に対して、事前説明は行っているとの説明を受けており、基本的な情報共有や合意形成はできている状況はあったものと推察される。

会議体として十分な機能を発揮していない場合下記デメリットが発生する可能性がある。

- ・十分な議論の欠如：構成員間で十分に議論できず意思決定が形式的になる恐れがあり、特に複雑な課題等において議論を深めることは困難。
- ・構成員の責任意識の希薄化：書面開催に伴い、構成員が形だけの参加となりやすく、主体性を損ない、関与性や責任感の希薄化が生じやすい。
- ・透明性の低下：会議内容や議論の背景が不明瞭となり透明性の低下につながるおそれがある。

上記より、現行の書面開催を見直し議論の質と透明性を高めるために、特段の事情がない限り対面又はオンライン会議により開催し、議論を促進することが望ましいものとする。

②資金管理委員会の外部人材の登用検討について【意見】

当該委員会の構成員は、副知事、総務部長や総務部財政課長などから構成され、また資金管理等における専門人材も構成員に含めているものの、すべて県職員によって構成されており、外部人材（外部有識者）が登用されていない。

一方で、長年定期預金中心の資金運用を行い、債券運用等のより効率的な運用を積極的に行ってこなかった現状を踏まえると、外部有識者の登用により多様な意見を聴取することは、安全性を大前提としつつもより効率的な運用手段の是非、リスク管理や運用手法などについて検討できる体制の構築に資するのではないかと考える。

また外部人材の登用は、資金管理委員会の独立性の確保に資すると考えられ、偏りのない、より有効的な意思決定が期待される。また、独立性の確保は、ガバナンス体制の強化の観点からも有効であり、組織の信頼性向上やリスク管理の強化に寄与するものと考えられる。

以上の点から、資金管理委員会における外部人材の登用の要否について検討することが望ましいものとする。

外部人材登用の実例としては、東京都においては、外部の専門家で構成を図った「東京都公金管理アドバイザー会議」を設置し、必要な助言や意見を求める体制を構築している。当該会議の委員は、学識経験その他、公金管理に関する専門的知識を有する者等を求めており、現在は、弁護士・公認会計士・専門の学識経験者の計4名で構成されている。

東京都公金管理ポリシー（令和5年2月3日4会管公第1220号）（抜粋）

第2 公金管理の考え方

1 公金管理計画の策定

毎年度、歳計現金保管計画、基金運用計画及び準公営企業会計資金運用計画による公金管理計画を策定する。

公金管理計画を策定する場合には、金融分野の専門家等により構成する「東京都公金管理アドバイザリー会議」（局長が別に定める要綱により設置する。以下「アドバイザリー会議」という。）の意見を聴く。

第4 預金の取扱い

1 預金についての対応

預金については、預金先金融機関の格付け、自己資本比率及び預金量の推移を組み合わせた基準（局長が別に定める。）を設定し、一定水準を上回る金融機関のものとする。この基準の適用にあたって、格付けについては複数会社のものに着目し、自己資本比率については銀行法等による規制基準を上回る水準により自己資本の充実度を評価し、経営の健全性を判断することとする。

上記の基準に基づき、預金先金融機関の経営状況に応じて、次の(1)から(4)までに定める対応を決定する。

- (1) 制限なし
- (2) 預入期間、預入金額及び預金商品の制限
- (3) 新規預金の停止
- (4) 中途解約

なお、(2)及び(3)の対応を決定する場合は、アドバイザリー会議の意見を聴くこととし、(4)の対応を決定する場合は、預金先金融機関の役員から直近の経営実態等についてヒアリングを行い、アドバイザリー会議の意見を聴いた上で決定する。

第5 債券の取扱い

1 債券についての対応

債券については、債券発行体の格付け、自己資本比率等を組み合わせた基準（局長が別に定める。）を設定し、一定水準を上回る債券発行体のものとする。この基準の適用にあたって、格付けについては複数会社のものに着目し、経営の健全性を判断することとする。

上記の基準に基づき、債券発行体の経営状況に応じて、次の(1)から(4)までに定める対応を決定する。

- (1) 制限なし
- (2) 投資期間、投資金額の制限
- (3) 新規購入の停止
- (4) 中途売却

なお、(2)、(3)及び(4)の対応を決定する場合は、アドバイザリー会議の意見を聴いた上で決定する。

第6 公金管理体制

1 権限及び体制

(1) 公金管理の権限及び責任

本方針の適用を受ける公金管理の権限及び責任は、東京都組織規程に基づき、局長が有する。

局長は、金融情勢等に応じた的確な判断のもとで安全かつ効率的な公金管理を行うため、必要に応じアドバイザー会議の意見を聴く。

第7 本方針の見直し

本方針について、重要な変更を行う必要が生じた場合は、アドバイザー会議の意見を聴いて、これを変更する

その他、兵庫県においても、外部の専門家で構成された委員会を設置し、専門的立場からの指導・助言を享受する体制を構築しており、委員は専門の学識経験者、金融専門家及び公認会計士の計6名で構成されている。

資金管理委員会の設置について（抜粋）

1 設置趣旨

資金管理委員会は、平成17年4月のペイオフ凍結完全解除、自己決定・自己責任に基づく資金運用・調達、市場公募債発行条件決定方式の統一条件交渉方式から個別交渉方式への移行など、環境の大きな変化を受け、平成19年度に設置されました。

委員会からは、県の資金運用における一層の効率性と安全性の向上を目指すとともに、円滑かつ安定的な資金調達を確保しつつ、発行コストの抑制を図り、資金管理全般の透明性の向上を目的として、専門的立場からの指導・助言を頂いています。

2 所管事項

次の事項における指導・助言または評価を行います。

- (1) 毎年度の県の資金運用・資金調達に係る方針及び計画並びにその実績
- (2) 毎年度の関連公社等の資金運用に係る方針及び計画並びにその実績

(2) 歳計現金等の運用に関する報告事項

①資金運用実績等の開示の充実について【意見】

各年度の基金に係る資金運用成果については、下記の本県ホームページで各年度の資金管理方針の中で開示されている。

・ホーム > 茨城県の各部局の業務案内 > 総務部 > 本庁 > 財政課 > 資金管理
<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zaisei/kanri/shikin-kanri.html>

具体的には年度別の資金管理方針において、直近の運用の実績額（見込み）及び資金運用の基本的な考え方が示されている。令和5年度の資金運用実績見込み額は令和6年3月頃に「令和6年度資金管理方針」に記載され開示されている。

同資金管理方針の中で開示されている運用成果に関する記載は具体的に下記の通りである。

(令和6年度資金管理方針より抜粋)

3 資金運用

(1) 基本的考え方

公金の保全を最優先し、かつ有利な方法により運用を行う。運用方法は、資金の種類や運用可能な期間を考慮し、預金又は債券購入・債券現先とする。

(2) 歳計現金等（歳計現金、歳計外現金）

ア 預金

歳計現金等の支払準備金については、資金の性格から、指定金融機関の当座預金又は、普通預金に保管する。ただし、歳出予算の執行に支障がなく相当の運用期間が見込める場合は、定期性預金により積極的に運用する。預金先は、金融機関からの引き合いにより決定し、ペイオフ対策として、預金枠は、原則、証書県債債務の範囲内とする。

イ 債券

国庫短期証券による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討する。

(3) 基金

ア 預金

基金については、数ヶ月から1年程度の運用が可能であるため、定期性預金を中心に運用する。預金先は、金融機関からの引き合いにより決定し、ペイオフ対策として、預金枠は、原則、証書県債債務の範囲内とする。

【定期性預金による運用状況】 (24 (R6) .3.1 時点)

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
21 (R3) 実績	0.003%	1,763 億円	6 百万円
22 (R4) 実績	0.003%	2,427 億円	7 百万円
23 (R5) 見込	0.003%	2,946 億円	8 百万円

イ 債券

国庫短期証券による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討する。

県債管理基金（特別会計分）については、長期間の運用が確実に見込めるため、債券（国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債）により運用する。

【債券による運用状況】 (24 (R6) .3.1 時点)

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
21 (R3) 実績	0.242%	333 億円	80 百万円
22 (R4) 実績	0.224%	382 億円	85 百万円
23 (R5) 見込	0.264%	420 億円	111 百万円

本県の資金運用等の情報開示は資金運用に関する基本的な考え方や運用方針、運用実績が開示されており、県民や議会等の利害関係者に対して一定程度の水準で開示はなされていると考える。

一方で、他都道府県等の地方自治体における開示状況を調査したところ、資金運用実績については、資金管理方針と分けて、独立した情報として開示している情報提供を行っている地方自治体が見受けられた。

県民の収めた税金等で構成される公金がどのように資金運用され運用収入が得られたかについては重要な情報であると考え。また、独立した情報として開示することで資金運用実績の情報は強調されることから、資金運用担当部署や基金の原課の責任意識の高揚につながると考える。

また、歳計現金等については資金運用実績の開示がされていない。歳計現金等についても資金運用実績を開示することが望ましい。

加えて、基金に係る資金運用に占める定期性預金と債券での運用割合も開示されていない。資金運用をより効率的に行い、資金運用収入の改善を図り県民への公共サービスの充実等につなげるためには、(安全性を前提とした上で) 債券運用の割合を高めることも重要な要因の一つであると考え。そのため、定期性預金と債券での運用割合に関する情報の重要性は高いと考える。

他都道府県等の地方自治体における開示状況を調査したところ、定期性預金と債券での運用割合に関する情報を開示している地方自治体が見受けられた。

以上から、歳計現金等や基金に係る資金運用に占める定期性預金と債券での運用割合も開示することが望ましいと考える。

県民や議会等への説明責任の履行という観点からは、資金運用実績を独立した情報として開示することや債券の運用割合の開示することが望ましいと考える。

②水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性について【意見】

水道事業の所管である企業局では、各年度において「資金管理の考え方」を策定している。

その中で、資金運用の基本的な考え方については以下のとおり記載されている。

1 資金運用の基本的な考え方

企業局では、地方公営企業法施行令第22条の6の規定「現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」に基づき、定期預金等による資金運用を基本とする。

また、具体的な資金運用方法の選択については、以下のとおり記載されている。

3 資金運用について

(1)定期預金又は譲渡性預金

ア 預入期間及び金額

令和4年度末に保有する資金のうち、令和5年度の企業債償還に必要となる資金については、償還日（9月、3月）を踏まえながら資金運用する。

毎月の料金収入等により増加した資金については、年間収支計画を立て、運用可能な期間を把握することで、効率的な資金運用を実施する。

イ 預入先

定期預金及び譲渡性預金については、証書県債を引き受けている金融機関から金利の見積書を徴し、最も有利な金利を提示した金融機関に預け入れる。

(2)債券

ア 運用期間

国債による短期間の運用が可能な場合には、債券現先による運用を検討する。

イ 運用先

現先契約を締結した証券会社から引合書を徴し、運用期間で最も有利な金利を提示した証券会社での運用を行う。

以上から資金運用期間については単年度すなわち1年以内を前提としていることが伺える。資金運用方法は定期預金を選択している。

ここで、地方公営企業の管理者は、地方公営企業法施行令第22条の6に基づき、資金運用について最も確実かつ有利な方法によって行わなければならないと解する。

地方公営企業法施行令

第 22 条の 6 管理者は、地方公営企業の業務に係る現金を出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

2 管理者は、地方公営企業の業務に関して地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行なうことにより受領すべき現金又は有価証券を保管することができる。

そのことから、定期預金のみによる単年度の資金運用が有利な方法かについて検討する。

なお、地方公営企業法等の関連法令においては複数年度運用を認めないという規定はない。

定期預金等（年度当初預入額）の推移

（単位：百万円）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
水道事業	13,600	11,300	11,100
工業用水道事業	14,700	11,500	11,100
地域振興事業	—	—	—
計	28,300	22,800	22,200
加重平均金利(%)	0.003	0.004	0.003

（出典「企業局における令和 5 年度の資金管理の考え方」等より抜粋し監査人作成）

令和 3 年度から令和 5 年度までの間において水道事業と工業用水道事業を併せた資金運用額は 222 億円以上の規模にて行われており、複数年にまたがって事業に充当されない固定的な資金残高が存在しているものと判断される。

そのような状況下において、資金運用方法は単年度運用として 1 年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。

地方公営企業法施行令第 22 条の 6 にある有利な資金運用として、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考えます。

③資金計画を活用した資金運用について【意見】

企業局は水道事業及び工業用水道事業の経営戦略として企業局経営戦略を策定しており、その中で、投資試算及び財源試算を行う投資・財政計画を策定している。

これは資金計画の要素を全て含むものではないが、将来計画であり当該計画を基礎とした複数年度の資金計画は策定可能であると考え。

資金運用について、安全性を確保した上で有利な運用を検討すべきことは上記(2)水道事業及び工業用水道事業における資金運用の効率性にて述べたところであるが、その前提として資金計画の策定が必要であると考え。

すなわちどの程度の金額を複数期間にわたって資金運用を行うためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。